

中央教育審議会地方文化財行政に関する特別部会
首長部局に移管するにあたっての留意事項

1 長崎市の現状

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）により、文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）を市長部局に移管している。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

二 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)

2 (省略)

長崎市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき、スポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)及び文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を市長が管理し、及び執行するものとする。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

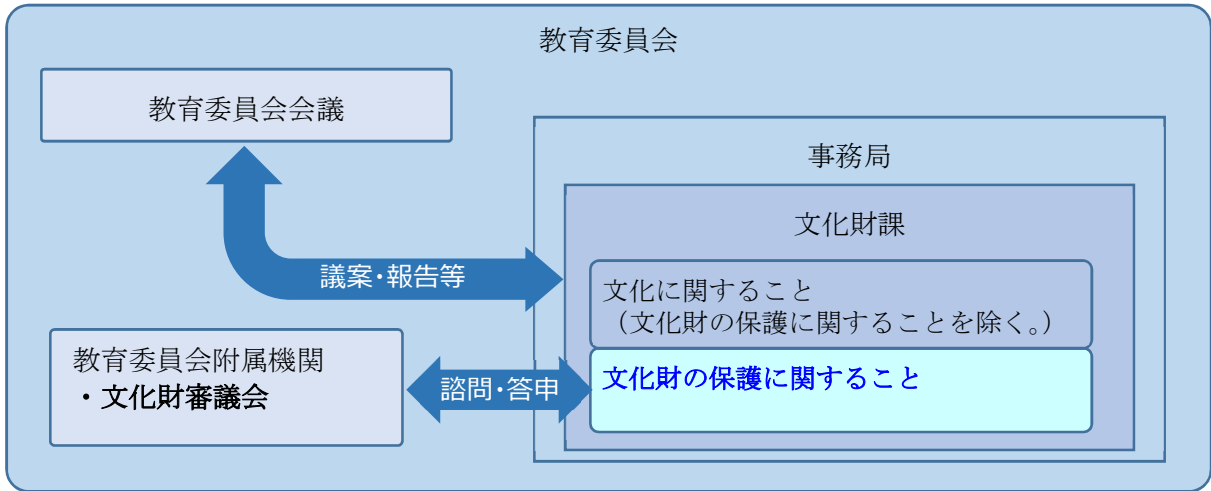
また、「文化財の保護に関すること」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定により、市長の固有事務として移管できないが、事務の効率的な執行の観点から、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務を、市長の補助機関である職員に補助執行させている。

地方自治法

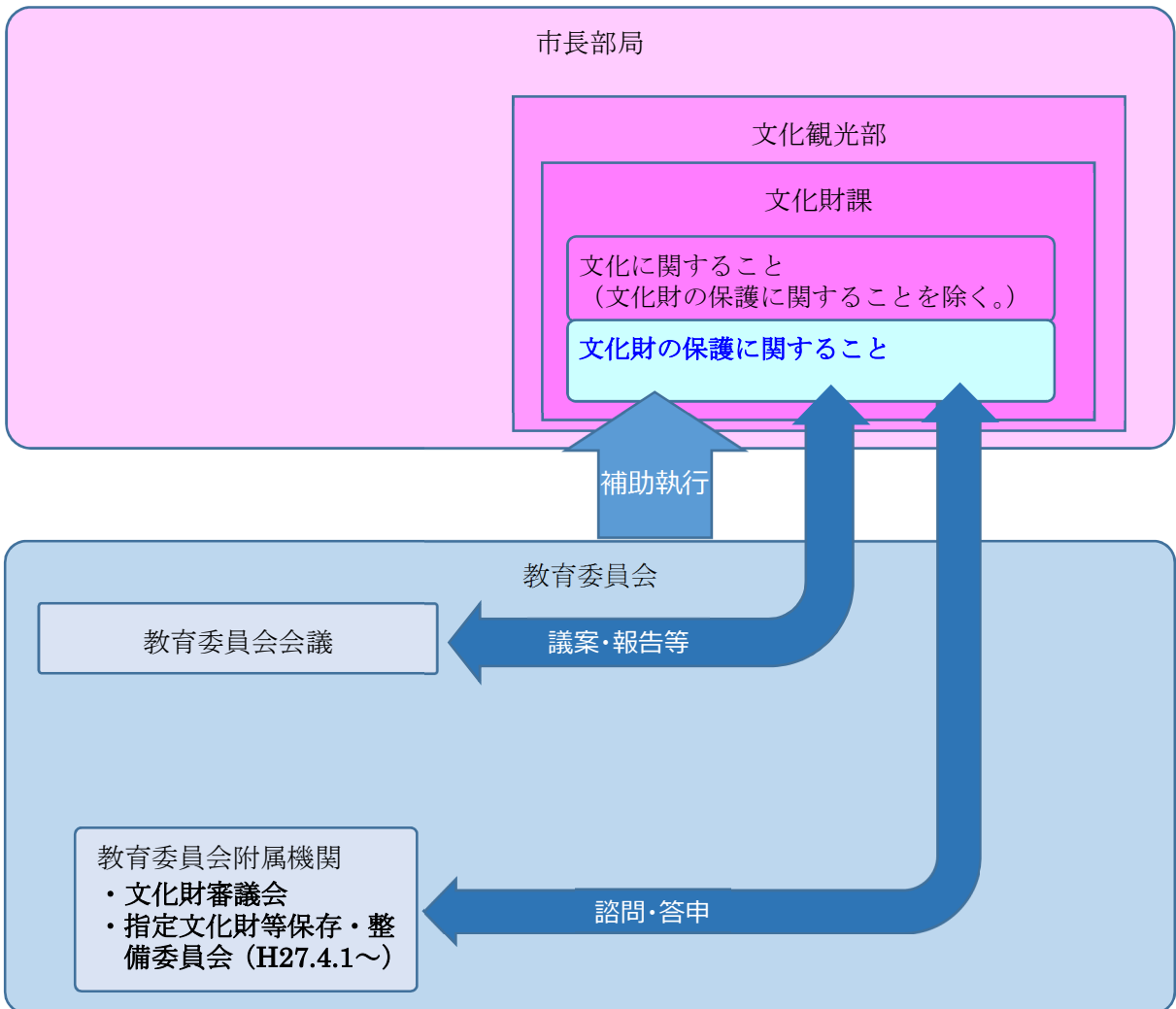
第一百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

イメージ

平成20年4月以前



平成20年4月以降



2 首長部局に移管するにあたっての留意事項

(1) 専門的・技術的判断及び政治的中立性、継続性・安定性の確保

長崎市において、「文化財の保護に関すること」を首長部局に移管した場合、教育委員会会議における決定が不要となり、文化財保護法第 190 条の規定により教育委員会に設置している文化財審議会や文化財の保存・活用に関する附属機関がなくなることから、専門的・技術的判断及び政治的中立性の確保のため、首長部局に文化財審議会や文化財の保存・活用に関する附属機関の設置が必要である。

なお、首長部局に移管した場合であっても、これまで同様、文化庁及び長崎県文化財所管課と連携し、法令順守で事務を行うことで、継続性・安定性についても確保できるものとする。

文化財保護法【抜粋】

(地方文化財保護審議会)

第百九十条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(2) その他

教育委員会以外の組織で文化財の保護に関する事務が行われることから、文化財保護の普及啓発の取組みにあたっては、学校教育や社会教育との連携が十分に図られるような仕組みづくりが必要である。